

保守点検項目表

機器	数量	内容	点検回数	時期				
				冷房切替時	冷房運転期中	暖房切替時	暖房運転期中	年1回甲の指定時
吸収式冷温水発生機	1基	冷暖房開始時点検、切替作業 (バルブ切替、抽気操作、真空管理)	2	○		○		
		電流 電圧、圧力、燃焼状況点検	3	○	○	○		
		簡易薬品洗浄	1			○		
		外観検査	3	○	○	○		
冷却塔	1基	水槽清掃等	3	水張	点検 清掃	水抜		
		電動機、Vベルト点検、グリス注入	3	○	○	○		
防錆、防藻装置	1式	ポンプ点検、防錆剤・防藻剤(60kg程度)	3	点検	点検 薬剤 補給	点検		
パッケージ型冷暖房機	25基	冷暖房切替	2	○		○		
		動作チェック(高圧、低圧外)	3	○	○	○		
		エアフィルター洗浄、グリス注入	3	○	○	○		
ファンコイル	256台	運転確認、フィルター点検、清掃	2		○		○	
		フィルター取替え及び廃棄処分(64台)	1					○
送風機等	149台	作動チェック	1		○			
		ベルト点検	1		○			
		グリス注入	1		○			
自動制御機器	1式	冷暖房開始時点検、切替作業	2	○		○		
		中央監視装置「総合」点検(接続、関連する一切の点検)	1		○			
		空調制御系統 作動チェック	2	○		○		
空調機	19台	プレフィルター洗浄	3	○	○	○		
		高性能フィルター(6台取替え)－10月実施	1					○
地下オイルタンク・サービスタンク	1基	消防法第14条3の2に定める定期点検	1					○
		検知器、目視による漏れチェック	3	○	○		○	
グリスフィルター	14枚	厨房フィルター洗浄	4	○	○	○	○	
ダンパー	4箇所	作動チェック	1		○			
ポンプ	7台	冷却水ポンプ(川本製)1台 冷温水ポンプ(川本製)4台 オイルギヤポンプ 2台 圧力測定、電流、絶縁チェック、 グランドパッキン取替え	1	○				
実験室	4箇所	天秤室、低温室、無菌室、小動物管理室 機器チェック、電気制御チェック、清掃	2	○		○		
	2箇所	無菌室・微生物学実習室 性能テスト(測定器は校正証明書を備えていること) ヘパフィルター交換 殺菌薫蒸、クリーンベンチ(ファン電気チェック、 性能チェック) バイオハザードキャビネット(性能テスト)	1			○		
	1箇所	小動物管理室 感染動物飼育用キャビネット殺菌薫蒸、 活性炭フィルター交換	1			○		
	5箇所	形態系実験研究室、病原系実験研究室、分析系実験研 究室、遺伝子検査実習室、臨床科学実験室 ドラフトチャンパー、作動チェック、ベルト点検	1			○		
	1箇所	分析系実験研究室 クリーンベンチ	1			○		
加湿器	1式	加湿器解体清掃	2	○		○		
排ガス装置		排ガス測定(ばいじん濃度、硫酸酸化物濃度、窒素酸化物濃度)	2		○			○

(注)・取替えたフィルタ類の廃棄処分に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)を処分後提出すること。

・内容については、標準的な概要を示すものであり、保守点検実施上附带的に実施することが適当なものは、甲乙協議のうえ委託料の範囲内で実施するものとする。

保守点検項目表

機器	数量	内容	点検回数	時期				
				冷房切替時	冷房運転期中	暖房切替時	暖房運転期中	年1回甲の指定時
吸収式冷温水発生機	1基	冷暖房開始時点検、切替作業 (バルブ切替、抽気操作、真空管理)	2	○		○		
		電流 電圧、圧力、燃焼状況点検	3	○	○	○		
		簡易薬品洗浄(ブラシ洗い)	1			○		
		外観検査	3	○	○	○		
冷却塔	1基	水槽清掃等	1	水張	点検 清掃	水抜		
		電動機、Vベルト点検、グリス注入	1	○	○	○		
パッケージ型冷暖房機	1基	冷暖房切替	2	○		○		
		動作チェック(高圧、低圧外)	3	○	○	○		
		エアフィルター洗浄、グリス注入	3	○	○	○		
ファンコイル	63台	運転確認、フィルター点検、清掃(水洗)	2		○		○	
空冷ヒートポンプ エアコン	6台	切替等点検作業	3	○	○	○		
		フィルター清掃	1				○	
地下オイルタンク・ サービスタンク	1基	消防法第14条3の2に定める定期点検	1				○	
		検知器、目視による漏れチェック	3	○	○		○	
ポンプ	3台	冷却水ポンプ1台 冷温水ポンプ1台 オイルギヤポンプ1台 圧力測定、電流、絶縁チェック、 グランドバッキング取替え	1	○				
説明会		機器の概要・操作説明会の開催	1	○				

(注)・内容については、標準的な概要を示すものであり、保守点検実施上附帯的に実施することが適当なものは、甲乙協議のうえ委託料の範囲内で実施するものとする。